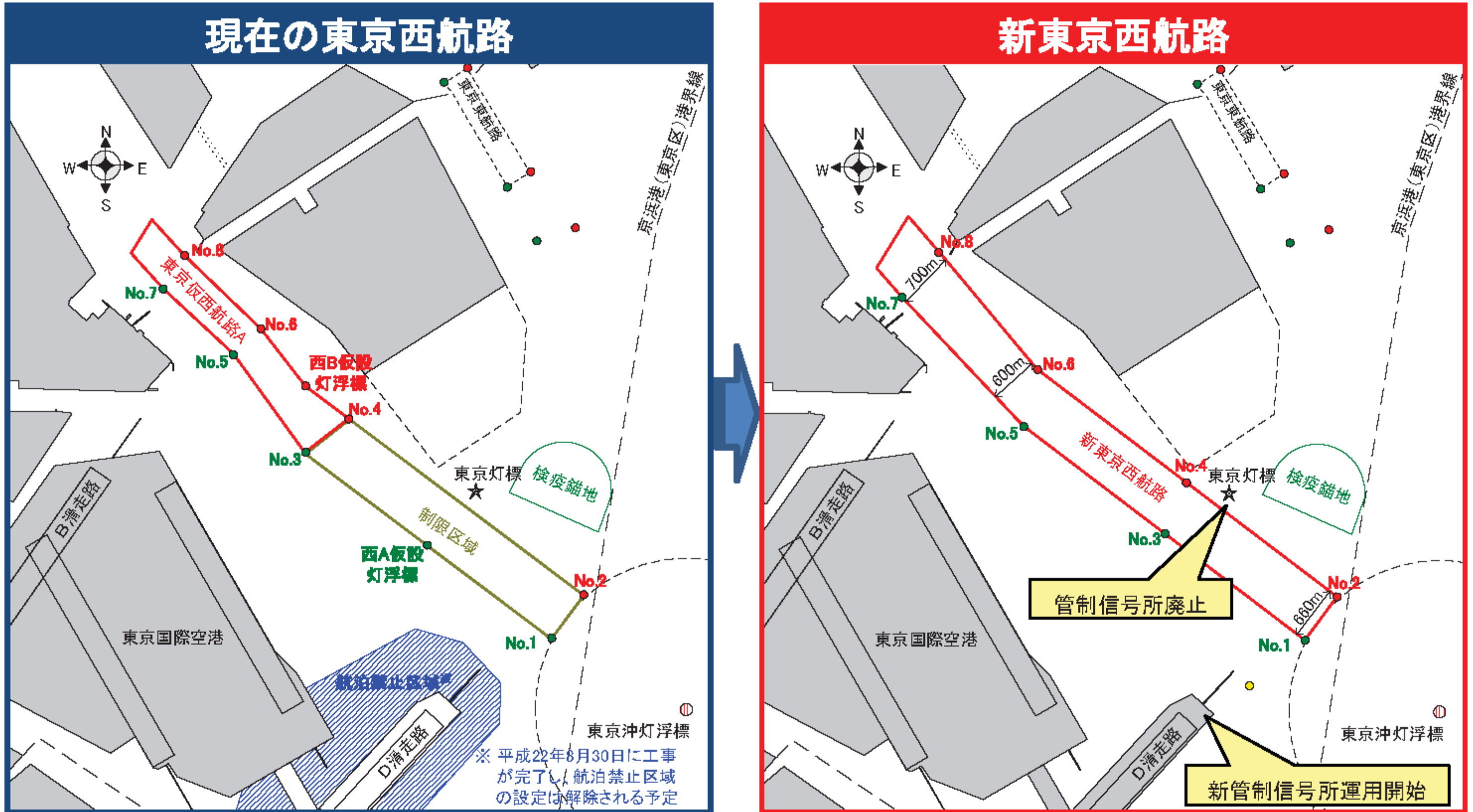


# 新たな港内交通管制の導入について (東京西航路・東京東航路)

AIS(船舶自動識別装置)を活用した効率的な港内交通管制を目指し、平成22年10月1日から、東京西航路と東京東航路(京浜港)において実施されている港内交通管制の基準および運用方法が変更されます。

I. 制限区域が廃止され、東京西航路の形状が変更されます(下図参照)。なお、東京東航路の形状は現状から変更はありません。



II. 管制船<sup>※1</sup>および管制対象船<sup>※2</sup>の基準が、「総トン数」から「長さ(全長)」に変更されます。(下表参照)

※1 管制船: 管制信号が入航信号(I)もしくは出航信号(O)でのみ航路を航行できる一定以上の大きさの船舶  
 ※2 管制対象船: 管制船が航路を入出航する際に行き会いが制限(港長が認めた船舶を除く)される一定以上の大きさの船舶

航路	船舶	これまでの基準	新しい基準
東京西航路	管制船	25,000GT以上 (油送船 1,000GT以上)	全長300m以上 (油送船 5,000GT以上)
	管制対象船	500GT以上	全長100m以上
東京東航路	管制船	5,000GT以上 (油送船 1,000GT以上)	全長150m以上 (油送船 1,000GT以上)
	管制対象船	500GT以上	全長50m以上 ただし、500GT未満は除く

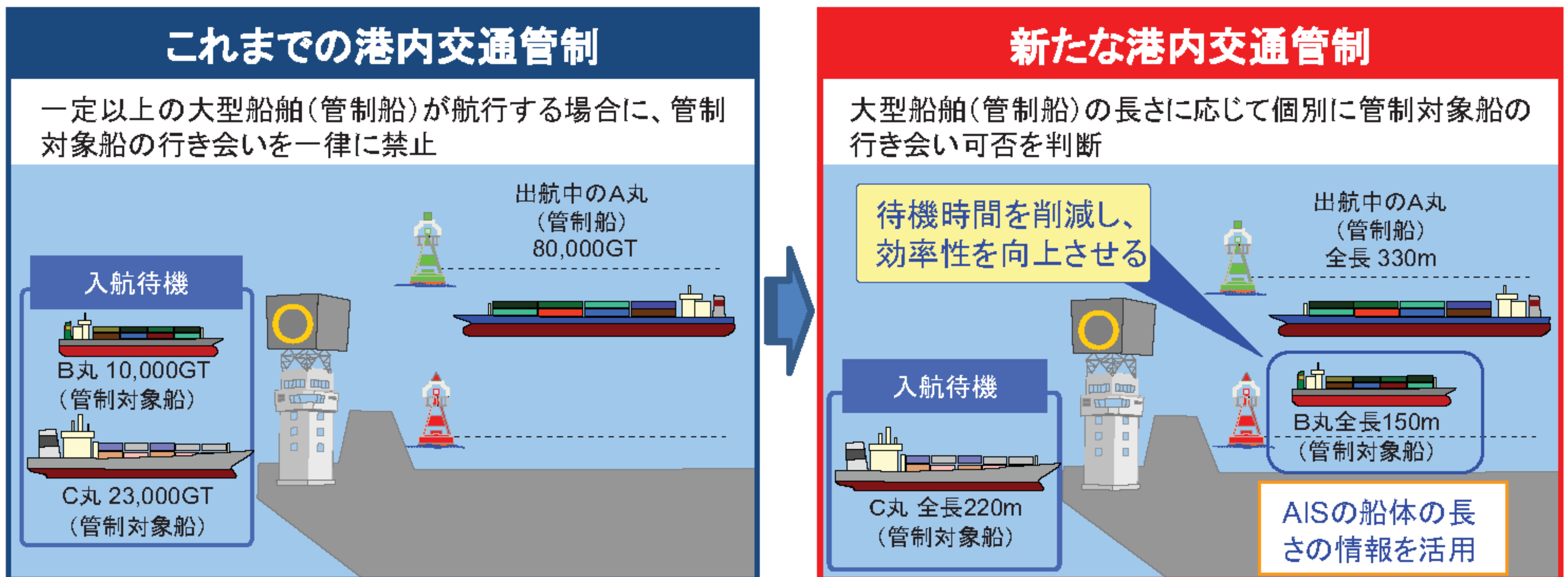
(裏面に続く)

お問い合わせ先

東京湾海上交通センター  
電話: 045-225-9151

III. 航路の浚渫工事完了後、東京西航路では、船の長さ(全長)に応じ、一定の実施条件のもと、港長が認めた管制対象船は、出航信号(O)時であっても入航、あるいは入航信号(I)時であっても出航することが可能となります。(下図参照)

※東京東航路では、これまでと同様、管制対象船は一律に行き会いが制限されます。



これまでの港内交通管制は、一定以上の大型船舶(管制船)が航路を航行する場合、管制対象船の行き会いを一律に制限していましたが、新たな港内交通管制では、大型船舶(管制船)の長さ(全長)に応じて、行き会いできる船舶(管制対象船)の大きさを港長が個別に判断することとなります。

これにより、これまで管制信号に従って待機していた船舶(管制対象船)は、条件次第で航路の航行が可能となり、管制信号による待機時間を削減することができます。

IV. 船の大きさに応じた行き会い管制の手順

- ① 管制船の入出航予定は、東京湾海上交通センターで確認することができます。  
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>
- ② 管制船の入出航が予定されている時間に航路での行き会い(管制)を希望する船舶(管制対象船)は、**希望する入出航予定の1時間前から航行開始までの間に**、直接または代理店等を通じて下記のいずれかの手段で、東京湾海上交通センターに申し込んでください。
  - ◇電話 : 045-225-9151
  - ◇FAX : 045-225-9154
  - ◇電子申請 : Sea-NACCS
  - ◇VHF : CH16、CH12 呼び出し名称「よこはまこうないほあん」※

※京浜港では、東京区、横浜区および川崎区で共通の呼び出し名称が使用されています。
- ③ 申し込みを受けた港長は、管制船と管制対象船の航路内での行き会いの可否について判定します。その結果は、**AISメッセージ**により通知されます。管制対象船は、**AISメッセージ**を確認のうえ、航路を航行してください。

V. 必要に応じてVHF等により連絡がありますので、AISメッセージの確認に加え、VHFの聴取を励行してください。

VI. 東京西航路内において、管制船と管制対象船の航路内での行き会いは、次の条件下で行います。

- ア. AIS情報が東京湾海上交通センターで正常に確認できていること
- イ. 管制対象船の全長 $l$ [m]が次の条件式を満たすこと  
 $l \leq 1200 - 3 \times L$  ( $L$ : 管制船の全長[m])
- ウ. 午前8時30分～午後3時00分までの時間帯であること
- エ. 気象は、風速15m/s未満、かつ、視程1海里以上であること
- オ. 管制船が油送船以外の船舶であること
- カ. 管制船と管制対象船の行き会いが1船対1船で行われること

※港長が危険と判断した場合は、上記条件を満たしていても航路航行が認められない場合があります。